

目次

CIV 8 -CR-2nd-★抗告20210816	2
---------------------------	---

抗告申立書 C IV8

令和 3 年 8 月 16 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地方検察官検事の上村正を公務員職権濫用罪などで告訴したところ(前橋地検 R2 検 2552)、前橋地方検察官検事の田中隆士から、令和 3 年 1 月 14 日付で不起訴処分の通知を受けた。

これについて、令和 3 年 1 月 18 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 2)、令和 3 年 7 月 28 日付で、前橋地方裁判所刑事第 1 部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生に棄却された。

だが、この決定は、合理的処分であると判定しながら、以下の通り、その合理的根拠が無い。

「罪とならず」とした理由が無い。つまり、またしても、申立理由(列挙した蓋然性)を無視している。

理由も無いのに、なぜ合理的と言えようか? 最大要素が欠落していて、検査や裁判たり得ようか?

訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。

これは経験則違反であるが、最大要素が欠落しているのに判断できないから論理則違反でもある。

つまりこれは、重大な事実誤認であり、刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。

しかし自由心証主義といえども、合理性は当然に前提されている。

それは、社会正義や人権制度の歴史や国家権力の濫用防止から考えて、当然である。

したがって、本棄却決定は全部不服なので、刑事訴訟法 419 条に基き、抗告を申し立てる。

事件番号 前橋地方裁判所 令和 3 年(つ)第 2 号

請求の原因

以下の合理的根拠の欠如の訴えを、またしても無視しているが、判定は不可欠である。

この、当り前の訴えを無視し続ける、全機関共通の狂気が意味するものは、無法社会の陰謀しか無い。

つまり、故意の非人扱いであり、圧倒的多数(包囲網)によって開かずの判例とせんとする意図である。

どうせ誰も見向きもしないのだから、どんなにインチキ、イカサマ、デタラメでも構わないということである。

なお、包囲網の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

★特に、恣意性一覧表に列挙した各蓋然性を検証した機関が無い点こそ、陰謀の証明である。

各事件の概要は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも掲載している。

●反論 第二 当裁判所の判断 (3 頁) 合理的な不起訴処分である旨

●原事件の核心に列挙した蓋然性が不可欠の判断要素であることを、合理的根拠無く、無視している。

合理的根拠の無い国家権力の行使(不起訴処分)は許されないし、正当業務行為でも有り得ない。犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い。また、合理的根拠が無ければ必然的に不正な目的である。要するに虚偽であり、極めて反社会的な判断なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。正当業務行為ではないから、手続(告訴)の妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。本決定は、摘示した当り前の蓋然性を無視することによって、正当業務行為ではない点を隠蔽している。

●原事件の核心 付審判請求書 2 頁 以下の判定は不可欠である

このように、何度も同じ摘示を繰り返させること自体が公務員職権濫用罪であるが、敢えて再掲する。

●普通はやらない行為である点の蓋然性を無視している(全機関共通)

無断の留守宅内侵入は、世界共通に自律権の侵害であり、禁止行為である。

ましてや、上場企業の社内規定で容認されている筈が無いから、尚更不審である。

この公知の違法性を認めないとこそ、陰謀の証左である。

●3 件とも無意識下の屋内侵入である点の共通性を無視している(全機関共通)

先行する 2 件(郵便局員の齋藤佳之と村人の石井恵子)と全く同じ態様である。

つまり、皆で共謀して同じ行為を繰り返して見せることによる威力脅迫である。

このように、普通はしない行為を、敢えて重ねている点の蓋然性は極めて高度である。

●動機を認めないことによって隠蔽している(全機関共通)

数字で考えれば、恣意性一覧表の各蓋然性を総合すれば、包囲網の実在は明白である。

包囲網が隠蔽している犯罪は、殺人や殺人未遂など、極めて凶悪である。

これらが起訴猶予などで済む筈が無い。死刑ないし無期懲役が相当である。

以上